

## ○加須市子育て支援医療費支給に関する条例

平成22年3月23日

条例第135号

(目的)

第1条 この条例は、児童が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、児童に対する医療費の一部を支給することにより、児童の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 児童 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護しているものをいう。

(3) 医療費 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）に規定する医療給付の対象となる費用（交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。）をいう。

(4) 一部負担金 児童に係る医療費のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び保護者が他の法令に基づいて、医療の給付に対して負担すべき額（法令又はこれに準ずる規定による給付及び被保険者が給付する付加給付金があるときは、その額を控除した額）をいう。

(5) 医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師並びにあん摩マツサーズ指圧師、はり師、

きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を受けた者をいう。

（令和4条例6・令和4条例27・一部改正）

（支給対象）

第3条 この条例に定める医療費の一部の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、加須市の区域内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者（以下「被保険者等」という。）である児童（次に掲げる者を除く。以下「対象児童」という。）の保護者であって、当該対象児童の主たる生計維持者とする。この場合において、対象児童と生計を同じくする保護者のうちいずれかの者が当該対象児童と同居している場合（当該同居している保護者が、当該対象児童と生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしていない場合に限る。）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とする。

（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

（2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者

（3） 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象児童の保護者が負担すべき当該対象児童に係る医療費の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となった者

（4） 加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成22年加須市条例第145号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

（5） 加須市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成22年加須市条例第136号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

2 対象児童の医療費の受給期間は、満18歳に達する日以後における最初の

3月31日までとする。

(平成24条例21・平成29条例8・令和3条例7・令和4条例6・  
令和4条例27・一部改正)

(支給)

第4条 市長は、対象児童に係る一部負担金を支払った支給対象者に対し、当該一部負担金に相当する額（以下「子育て支援医療費」という。）を支給するものとする。

(令和4条例6・一部改正)

(支給の方法等)

第5条 前条の規定による支給は、支給対象者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象児童が埼玉県内の医療機関等（以下「県内医療機関等」という。）で医療を受けたときは、一部負担金を支給対象者に代わって当該県内医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、支給対象者に対して、子育て支援医療費の支給があったものとみなす。

4 市長は、第2項の規定により県内医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部、埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

(平成24条例21・令和4条例6・一部改正)

(受給資格の登録等)

第6条 子育て支援医療費の支給を受けようとする支給対象者は、規則で定める子育て支援医療費受給資格登録申請書を提出して、子育て支援医療費受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、この条例に定める子育て支援医療費の支給対象と認定したときは、申請者に規則で定める受給資格証を交付するものとする。

3 第1項の登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、対象児童が医療機関等において医療を受けようとする場合は、電子資格確認等により各

種医療保険の被保険者等であることの確認を受け、受給資格証を提示しなければならない。

(令和3条例7・令和4条例6・一部改正)

(届出の義務)

第7条 受給資格者は、その資格を喪失したとき、又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 子育て支援医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(支給金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者がいるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者がいるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の加須市子育て支援医療費支給に関する条例(昭和48年加須市条例第22号)、騎西町こども医療費支給に関する条例(昭和48年騎西町条例第27号)、北川辺町こども医療費支給に関する条例(平成19年北川辺町条例第1021号)又は大利根町こども医療費支給に関する条例(昭和48年大利根町条例第31号)(以下これを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第5条第4項の規定にかかわらず、平成22年3月23日から同月31日

までの間における子育て支援医療費の支給の方法については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成24年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第8号）

この条例中第1条、第2条及び第4条の規定は平成29年4月1日から、第3条の規定は公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条第2号及び第4号、第3条第1項、第4条、第5条第1項、第2項（「保護者」を「支給対象者」に改める部分に限る。）及び第3項並びに第6条第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項及び第4項の規定は、令和4年10月1日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行に伴い新たに子育て支援医療費の支給対象者となる者に係る第6条第1項に規定する受給資格の申請及び同条第2項の規定による受給資格証の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の第2条第1号及び第3条第2項の規定は、施行日以後の診療に要した医療費について適用し、施行日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。